どは、 するか、身の危険を感じる場合な きます。お気軽にご相談ください 前電話予約)も受け付けています。 力の相談・心理カウンセリング(事 ター』として、配偶者などからの暴 人で悩まずに婦人相談所へ相談 お近くの警察署へご相談く 『配偶者暴力相談支援セン

#### 【問い合わせ先】

## 鹿児島県婦人相談所

#### 春の農作業事故ゼロ運動 4月は、『春の農作業事故ゼロ運

動月間』です。

防ぐため、次のことに注意し、安全 に心がけましょう。 農業機械利用による農作業事故を

- ゆとりをもった無理のない農作業 をしましょう。
- 機械や作業場所の整備・点検を事 前に行いましょう。

よびエンジンを止めてから行いま 整備・点検の際も、必ず主電源お また、農作業中における機械の

- は場への進入路や段差には十分注 意し、転落・転倒しないようにし
- や一時停止などにより他の車両に 十分注意しましょう。また、安全 般道路での走行では、低速走行

農作業中の安全を確保するため、 明るいうちに、複数の人で作業し ましょう。 のため反射材などを付けましょう。

農作業に出かける前に、家族など に一声掛け、 しましょう。 所在などを明らかに

### 『安全点検怠らず

毎日愉快に 農作業

【問い合わせ先】

#### 子どもの安全を守る 県庁経営技術課

『子ども110番の家』

できた子どもを保護したり、警察 ある商店主の方などに『子ども1 どの危険な目にあって、駆け込ん 10番の家』を委嘱し、声かけな 遭わないために、お子さんと次の への通報をお願いしています。 家庭では、子どもが危険な目に 警察では、通学路や公園周辺に

友だちと一緒に通学します。

ことを約束しましょう。

- 遊びに行くときは必ず、親に行 き先を伝えます。
- 道草はしません。
- 行きません。 知らない人には絶対について
- で助けを呼びます。 危険な目にあったら大きな声

【問い合わせ先】

# 県警生活安全企画課

# TEL 0 9 9 1 2 0 6 1 0 1 1 0

月30日 (月) に、10周年の節目を迎え 東京の有楽町にオープンし、来たる5

げなど特産品の販売と観光案内、2階 島県の施設です。 ど、『かごしま遊楽館』は、首都圏にお さまざまな活動を展開している鹿児 ける情報の受信・発信の拠点として、 U・Iターンや新規就農相談を行うな ンター』も併設しています。9階では 拠点を提供する『ビジネスサポートセ 中小企業の首都圏における営業活動 階は工芸品の展示・販売、また、県内 は黒豚しゃぶが自慢のレストラン、3 1階は焼酎や揚げたてのさつまあ

場として、また、鹿児島から上京され る際のおみやげ調達の場としてもご 利用いただいています。 東京にいながら鹿児島を味わえる

願いします。

#### 問い合わせ先

# かごしま遊楽館開館10周年

『かごしま遊楽館』は、平成7年に

場としてもご活用ください。 こしま遊楽館』を今後ともよろしくお みなさま方のふるさとをPRする 10周年を迎え、ますます元気な『か

### かごしま遊楽館

#### 5月5日(木)(こどもの日) ~5月11日(水)は『児童福祉週間』

待や家庭における育児不安の増大な 青少年の非行や不登校、また児童虐 済環境が目まぐるしく変化する中で

な問題が深刻化しています。

に考えてみましょう。

■平成17年度『児童福祉週間』標語 ちがうみんな ちがう夢

### 【問い合わせ先】

自動車税のグリーン化税制

グリーン化税制とは、 地球温暖 排

ど、子どもや家庭におけるさまざま 都市化や少子化など社会経

関する意識啓発を図る期間とされて 週間』と定められ、子どもや家庭に をはじめとする一週間は『児童福祉 な成長を願う日です。また、この日 『こどもの日』は、子どもの健やか

ついて、『児童福祉週間』をきっかけ しく成長できるような社会や環境に る子どもたちが、心豊かに、たくま 未来からの大切な預かりものであ

おんなじ大きな未来

## 県庁児童福祉課

車新規登録から一定年数を経過 した自動車は税額を増額(重課)す 出ガス性能および燃費性能の優れ 化・大気汚染防止の観点から、 た自動車は税額を減額(軽課)し、新

る制度です。

# |自動車税が減額(軽課)される自

50%減額されます。 象となり、税率はおおむね25%から かつ、低排出ガス認定車が軽課の対 リッド車を除く)や、低燃費車で、 車新規登録した低公害車(ハイブ 4月から平成17年3月末までに新 平成17年度については、平成16年

年度に軽課されていたものについ 3月までに新車新規登録し、平成16 となりますので、ご注意ください。 ては、平成17年度から軽課の対象外 ||自動車税が増額(重課)される自 なお、平成14年4月から平成16年

については、おおむね10%を増額し 過したガソリン車(LPG車を含む) たディーゼル車や、同じく13年を経 新車新規登録から11年を経過し 課税対象外となるまで) (増額は対象車が抹消登録さ

#### 【問い合わせ先】

# 県自動車税管理事務所

## 3月号の訂正とお詫び

たので、おわびし訂正いたします。 で、名前(13行目)に誤りがありまし 載した『明るい選挙習字コンクール』 (誤) 稲付涼帆さん 広報おおさき3月号6ページに掲

15

 $\widehat{\mathbb{E}}$ 

稲村涼帆さん